

保護者の皆様

寝屋川市こども部保育課長

新型コロナウイルスに対する寝屋川市の対応フェーズについて（通知）

国が大阪府への緊急事態宣言の期限を 9 月 12 日（日）まで延長したことに伴い、寝屋川市では、引き続き、【フェーズ 5】を維持します。そのような中、大阪府では 8 月 25 日（水）に「過去最多」の感染者数が確認され、本市でも本日、「過去最多」の感染者数となる見込みです。

このことを受け、市立保育所においては、**8 月 30 日（月）から緊急事態宣言の期限である 9 月 12 日（日）まで「原則、家庭での保育」と**しますのでお知らせします。

ただし、【フェーズ 5】に規定している内容は、「最大値」であり、現時点でお願いしなければならない内容は、**下記の枠内の色付けしている部分**です。

記

1 市立保育所における【フェーズ 5】の内容（保育所部分抜粋）

・市立保育所：原則、休所とする。（限定保育）

ただし、世帯員のいずれかに医療、消防、警察、福祉施設（介護、障害、保育、留守家庭児童会）従事者がいる世帯に限り、保育所を利用できるものとする。

また、親族等に預けるなど、家庭での保育が困難な世帯で、次のいずれかに該当する場合は、利用できるものとする。

- 1 小規模事業所等、勤務しなければ事業継続が困難な方
- 2 その他、家庭での保育が著しく困難であると市が認めた世帯

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

●「市立保育所」につきましては、本来、「原則、休所とする。（限定保育）」ところですが、**8 月 30 日（月）から緊急事態宣言の期限である 9 月 12 日（日）まで「原則、家庭での保育」と**します。（御家庭での保育が可能な皆さんの御協力をお願いします。）

※今後の感染状況によっては、「原則、休所（限定保育）」とする場合があります。

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

2 保育料・給食費の取り扱いについて

■保育料について

要請に基づき、8月30日（月）から9月12日（日）までの間、家庭での保育の協力を行った児童に対する保育料については、国が示す方針等に則り、対応する予定としております。

還付手続き方法については、10月頃にお知らせする予定です。

■給食費について

要請に基づき、家庭での保育の協力を行った児童に対する給食費については、還付・減額での対応を予定しております。

3 その他

「原則、家庭での保育」をお願いしておりますが、就労状況等により家庭での保育が困難な場合や、理由を問わず、保護者が保育所等の利用を希望する場合は、保育所等を利用してください。